



小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F
TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階
TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

2023 年 9 月 29 日(金)

親子会社間での配当源泉不要

非上場株式の配当に係る源泉税

親法人が受取る子法人からの配当等は所得税の課税対象であり、配当等の支払いをする子法人は、配当等の支払時にその配当等の額の 20.42% (所得税及び復興特別所得税、子法人が上場株式発行企業の場合は 15.315%) の源泉徴収をしなければなりません。その後、親法人が法人税の確定申告をする時に、源泉徴収された所得税について所得税額控除の適用を受けると、税額控除又は還付金の支払いがされます。

10 月 1 日からの新制度

この配当源泉徴収の取扱いについて、完全子法人株式等 (持分割合 100%) と関連法人株式等 (持分割合 3 分の 1 超) に該当する法人からの配当等については、源泉徴収を不要とするとの法律・政令が今年 (2023 年) 10 月 1 日に施行されます。

配当での新規定の利便点

なお、M&A などでの株式取得の場合で、株式取得から配当までの期間が短い時、持分割合 100% の子法人からの配当であったとしても、上記特例の完全子法人株式等からの配当に該当しないことがあります。

受取配当等の益金不算入の規定を踏まえて、配当等の額の計算期間の初日から計算期間の末日まで (1 年超の場合は 1 年) の

期間、引き続きその持分割合 100% の株式を継続保有していることが必要との要件が付されているからです。

ただし、関連法人株式等についての判定では、受取配当等の益金不算入の規定の 6 ヶ月間継続保有規定と異なり、配当支払者側での実務上の処理可能性への便宜的配慮として、配当等の額に係る基準日の状況で判定とされています。従って、完全子法人株式等に該当しなかったとしても、配当基準日の持株割合で関連法人株式等に該当すれば、結果的に源泉徴収不要にはなってしまいます。

それから、100% や 3 分の 1 超の持分割合の判定は、受取配当等の益金不算入の規定が間接支配を経由したみなし直接支配で判定することとしているのと異なり、配当支払法人にとって直接 100% や 3 分の 1 超の関係になっているかで判定するものとされています。

支払配当の源泉徴収の要・不要の要点が実務処理への便宜の配慮に置かれていることが、推測されます。



源泉徴収税額控除
の期間制限規定も
事実上適用外に